

# 大学教育質保証・評価センター 認証評価の理念



一般財団法人 大学教育質保証・評価センター  
理事／認証評価委員会委員長 近藤倫明

## 評価センターの目的と評価センターが行う評価の目的

### 大学教育質保証・評価センターの目的

この法人は、大学の教育研究等についての評価等を行うことを通じ、大学の自律的な質保証活動を支援することを目的とする。（定款 第3条）

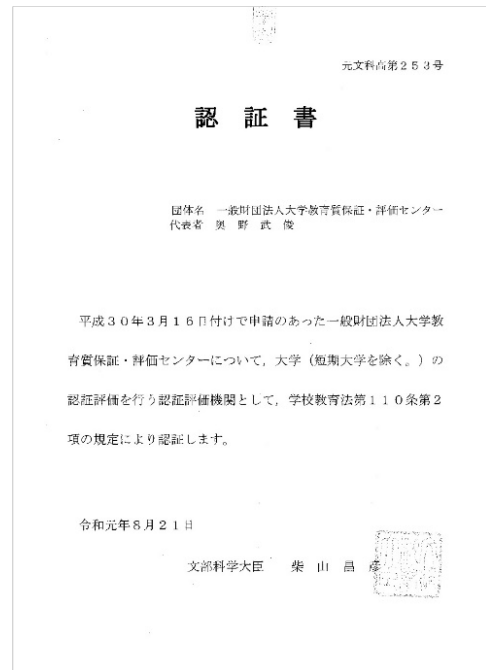
### 大学教育質保証・評価センターが行う認証評価の目的

大学教育質保証・評価センターは、大学の教育研究の質の保証及び向上の取組みは大学自身の責任であることを自覚し、その活動に真摯に取り組む大学に対し、大学機関別認証評価（以下「認証評価」という。）の理念に則り、大学が行う教育研究の質を保証するための評価を行い、またその評価を通じて大学の教育研究の質の向上に資することを目的として認証評価を実施します。（大学機関別認証評価実施大綱「はじめに」）

# 大学教育質保証・評価センター 設立の経緯

2019年8月21日 文部科学大臣の認証を得る

## 認証までの活動の経緯

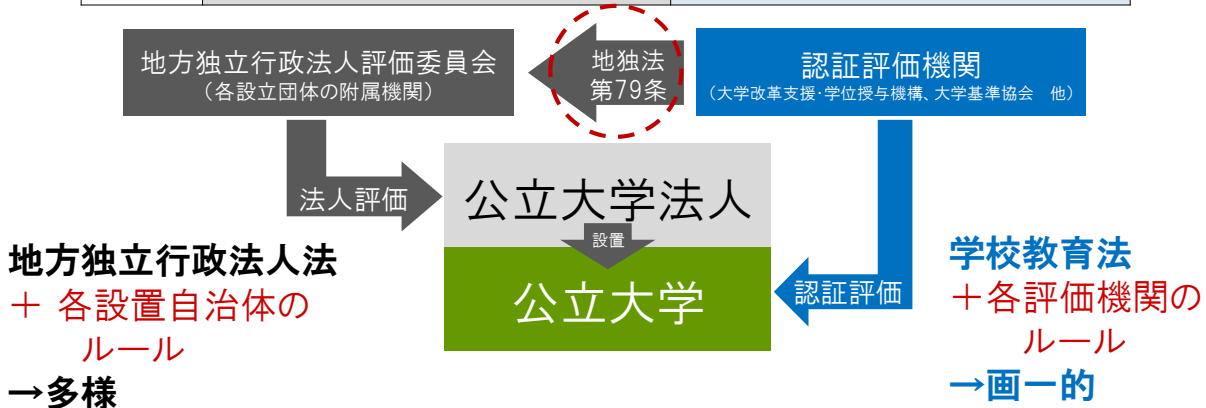


1年5か月の審査を経て、2019年8月21日、認証評価機関として文部科学大臣から認証された

## 公立大学法人評価と認証評価

法人評価と認証評価では、対象となる組織(法人・大学)が異なる。  
二つの制度は、地独法第79条で接続されている(踏まえる規定)。

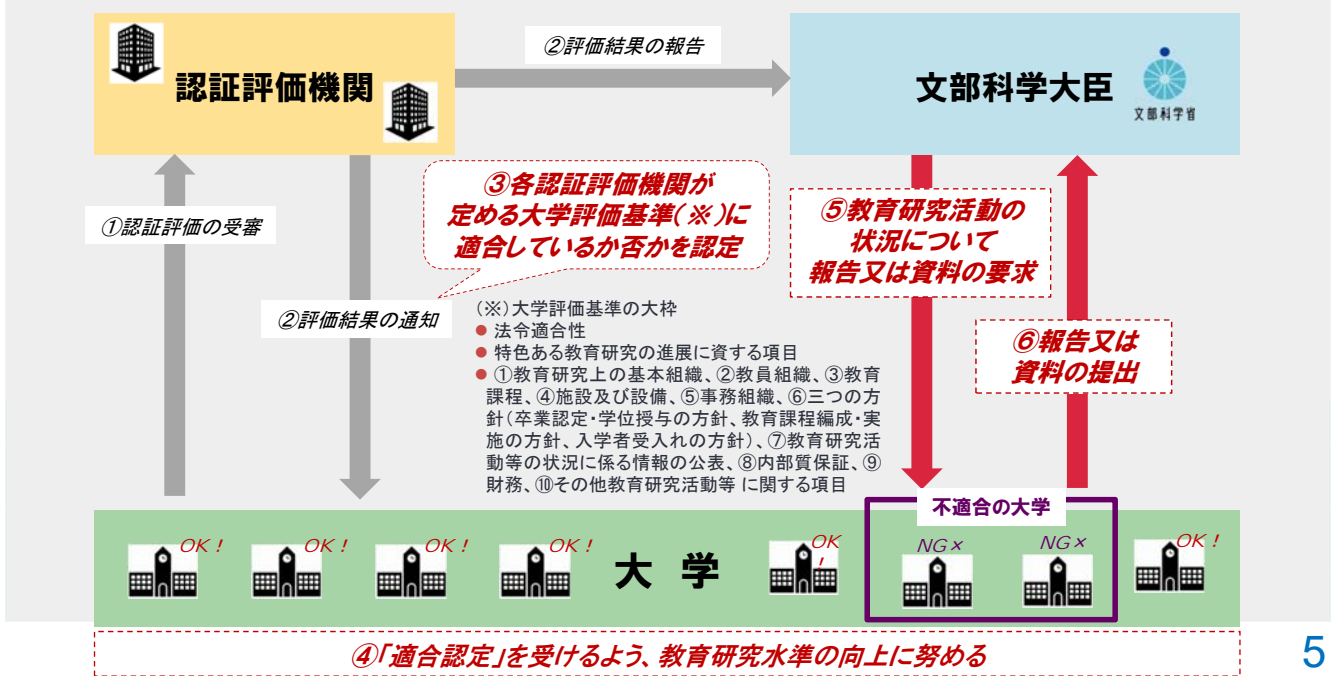
	公立大学法人の評価	大学の評価
根拠法令	地方独立行政法人法(総務省所管)	学校教育法(文部科学省所管)
各年度	各事業年度に係る業務の実績に関する評価	自己点検評価(適切な項目・適当な体制)
期間毎	中期目標に係る業務の実績に関する評価(6年に1度 ※最後の事業年度の前々年度に見込みによる評価あり)	認証評価(7年以内に一度)
評価方法 評価基準	中期目標(計画)の達成状況の調査・分析 業務実績全体の総合的な評定	大学設置基準に適合した評価基準 大学の特色ある教育研究の進展に資する



## 認証評価結果の取扱いの厳格化について(学校教育法改正関係)

### 【改正事項】

- 認証評価において、大学評価基準に適合しているか否かの認定を義務付け(③関係)【第109条第5項】
- 大学等における教育研究水準の向上に関する努力義務(④関係)【第109条第6項】
- 適合している旨の認定を受けられなかった大学等に対して、文部科学大臣が報告又は資料の提出を要求(⑤・⑥関係)【第109条第7項】



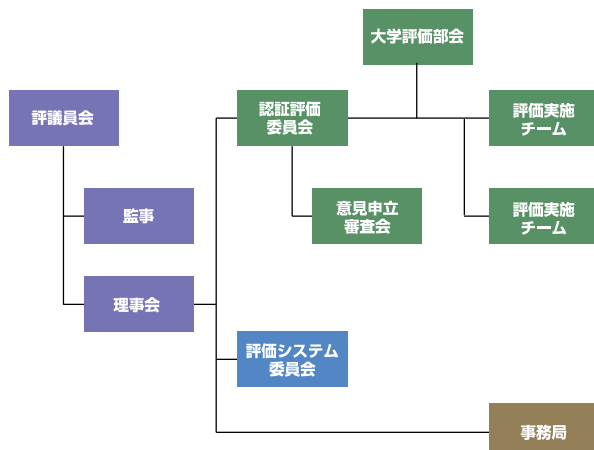
## 大学教育質保証・評価センターの事業と組織

### 大学教育質保証・評価センターの事業

この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 大学の教育研究等の総合的な状況についての評価
  - (2) 大学の教育研究等の総合的な状況についての評価に関する調査研究
  - (3) 前各号に附帯又は関連する事業
- (定款第4条)

### 大学教育質保証・評価センターの組織



奥野武俊 代表理事  
元・大阪府立大学長



近藤倫明 理事  
前・北九州市立大学長  
認証評価委員会委員長



佐々木民夫 理事  
元・岩手県立大学副学長  
評価システム委員会委員長

# 認証評価制度発足時の「理念」を生かす

…大学の理念や特色は多様であるため、各々の評価機関が個性輝く大学づくりを推進する評価の在り方に配慮するとともに、様々な第三者評価機関がそれぞれの特質を生かして評価を実施することにより、大学がその活動に応じて多元的に評価を受けられるようにすることが重要である。

中央教育審議会（2002）「大学の質の保証に係る新たなシステムの構築について」（答申）より

## 社会から見て信頼性の高い評価

- ① **大学の情報公表の徹底**  
評価受審の前提としての情報公表
- ② **評価の全体像の見える化**  
簡潔な様式（ポートフォリオ）の採用
- ③ **外部の視点の尊重**  
学生、自治体、地域関係者の参画

## 関係者にとって妥当性の高い評価

- ① **リスクの高いポイントの探索**  
評価経験からのフィードバックを蓄積
- ② **異なる評価制度との連携**  
評価の連携による言わば「三角測量」
- ③ **大学のマネジメントに貢献**  
大学の問題意識に即して指摘

「判別」と「改善・向上」の両立をはかる

7

# 評価の理念を体現する3つの評価基準

## 基準1 基盤評価：法令適合性の保証

大学は、法令を遵守した上で、教育研究等の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表しなければならない。

基準1では、基盤評価として、大学が行う点検及び評価の内容について、別に定める評価の指針に照らし、法令適合性を保証する観点から評価する。この評価は、認証評価を行うものとして定められた事項※について行うものとする。

## 基準2 水準評価：教育研究の水準の向上

大学は、自らの教育研究の水準の向上を図ることに努めなければならない。

基準2では、水準評価として、大学が行う自己の水準分析の内容について、別に定める評価の指針に照らし、教育研究の水準の向上に資する観点から評価する。

## 基準3 特色評価：特色ある教育研究の進展

大学は、法令を遵守し教育研究の水準の向上に努めるとともに、特色ある教育研究を展開していくことが求められる。

基準3では、特色評価として、大学が行う特色ある教育研究の内容について、別に定める評価の指針に照らし、その進展に資する観点から評価する。

### ※ 「細目省令」第1条 第2項 第1号

大学評価基準が、次に掲げる事項について認証評価を行うものとして定められていること。

- イ 教育研究上の基本となる組織に関すること。
- ロ 教員組織に関すること。
- ハ 教育課程に関すること。
- ニ 施設及び設備に関すること。
- ホ 事務組織に関すること。
- ヘ 卒業の認定に関する方針、教育課程の編成及び実施に関する方針並びに入学者の受入れに関する方針に関すること。
- ト 教育研究活動等の状況に係る情報の公表に関すること。
- チ 教育研究活動等の改善を継続的に行う仕組みに関すること。
- リ 財務に関すること。
- ヌ イからリまでに掲げるもののほか、教育研究活動等に関すること。

8